



## 著作者人格権

### 訂正情報

とくになし。

### フォローアップ

#### 法改正

とくになし。

#### 判例

とくになし。

### 補足情報（付加説明，参考文献紹介）



## 著作者の人格的利益の保護

III 著作者の人格的利益を保護する規定には、どのようなものがあるか

(150 頁)

### ◇法人の著作者人格権

著作権法 15 条 1 項の要件をすべて充足する場合，その効果として，法人等が著作者となり，著作権のみならず著作者人格権も法人等に帰属することになる（17 条 1 項）。このように法人等が著作者人格権を享有しその権利を行使することに対して，従来，懐疑的な見方が呈されてきた。

この点につき，本章執筆者は次のように考えている（山根崇邦「著作権法 15 条 1 項をめぐる系譜的考察」日本工業所有権法学会年報 39 号 57 頁（2016））。すなわち，法人等が著作者人格権を享有する理由は，法人等内部で職務上作成される著作物のうち，法人等が自己の著作の名義を以て公表するものについては，法人等がその著作の責任を負うからであ

る。その意味で、法人等の著作者人格権は、創作行為を通じて著作物に刻印された法人等の人格的利益の保護を目的とする権利では必ずしもない。むしろ法人等が当該著作物の作成責任者として有する利益の保護を目的とする権利であり、そのような機能を果たす限りで正当化する権利であるように思われる。

例えば、官公庁が年度末に公表を予定している白書の草案について考えてみよう。こうした草案段階の白書は、いまだその内容が固まっておらず、最終的にその内容で公に周知させるかどうかを官公庁が決定していない性格の著作物といえる。それゆえ、そのような未定稿の著作物を官公庁の同意なく第三者が勝手に公表する場合には、当該著作物の作成責任者としての官公庁の利益が著しく害されることになる。そこで、このような事態を防ぐために、公表権が認められている（18条1項）。

一方、そうした未定稿の著作物であっても、官公庁は当該著作物の作成責任者として、草案段階における白書の正確性を維持することについて利益を有している。そこで、官公庁の意図しない形で当該著作物に改変が加えられ、その正確性が損なわれるのを防ぐために、同一性保持権が認められている（20条1項）。

また、草案段階の白書であれ、最終的に確定した白書であれ、その著作物を公衆に提示・提供する際には、官公庁は当該著作物の作成責任者が自己である旨を著作者名として表示するかどうかについて利益を有している。そこで、そのような官公庁の利益を保護するために、氏名表示権が認められているものと解される（19条1項）。

これに対し、著作物の作成責任者としての法人等の利益を害しないと考えられる場合には、法人等が著作者人格権を行使する基盤を欠く以上、著作者人格権の制限規定等を活用して、その権利を大幅に制限することも許されるように思われる。例えば、法人等が翻案権等の著作権を譲渡したような場合である。著作権を譲渡する行為は、著作物の利用態様に関する決定権を相手方に移転する行為であり、法人等が著作物の作成責任者として、当該著作物をいつ、どのように公衆に提供・提示するのかの決定や、当該著作物に改変を加えることを許容するかどうかの決定を、相手方に委ねたものと考えることができる（18条2項1号参照）。それゆえ、このような場合には、法人等は著作権者やその許諾を受けた者による著作物の公表や改変に同意したものとして、公表権や同一性保持権の侵害を主張することは許されないと解される。

#### ◇参考文献

著作者の人格的利益の保護を包括的に論じる文献として、例えば以下のものがある。

小倉秀夫「著作者人格権」高林龍ほか編集代表『現代知的財産法講座Ⅱ 知的財産法の実務的發展』（日本評論社，2012）269～301頁

中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣，2014）469～533頁

田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣，2001）403～476頁

## 2 公表権 (18条)

(151頁)

### ◇参考文献

公表権をめぐる論点につき、以下の文献を参照。

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』(レクシスネクシス・ジャパン, 2013)  
377～395頁 [山本順一執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール1 [第2版]』(勁草書房, 2015) 762～  
784頁 [半田正夫＝菊地史晃執筆]

情報公開法による行政文書の公開と公表権との関係については、以下の文献を参照。

玉井克哉「関連する他法令との関係」小早川光郎編『情報公開法——その理念と構造』(ぎ  
ょうせい, 1999) 149頁。

## 3 氏名表示権 (19条)

(154頁)

### ◇参考文献

氏名表示権をめぐる論点につき、以下の文献を参照。

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』(レクシスネクシス・ジャパン, 2013)  
396～407頁 [山本順一執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール1 [第2版]』(勁草書房, 2015) 785～  
802頁 [柳沢眞実子執筆]

## 4 同一性保持権 (20条)

(159頁)

### ◇参考文献

同一性保持権をめぐる論点につき、以下の文献を参照。

井上由里子「著作物の改変と同一性保持権」ジュリスト 1057号 (1994) 65頁

飯田圭「著作者人格権：同一性保持権を中心に」ジュリスト 1452号 (2013) 81頁

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』(レクシスネクシス・ジャパン, 2013)  
408頁 [山本順一執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール1 [第2版]』(勁草書房, 2015) 803  
頁 [松田政行執筆]

私的領域内における著作物の改変と同一性保持権の関係につき、以下の文献を参照。

村井麻衣子「私的領域におけるゲームソフトの改変と同一性保持権：ときめきメモリアル最高裁判決を契機として」『第3回著作権・著作隣接権論文集』（著作権情報センター，2001）23～44頁

20条2項4号の「やむを得ないと認められる改変」の解釈については、以下の文献を参照。

上野達弘「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察(1)(2・完)」民商法雑誌 120 巻 4 = 5 号 748～779 頁，6 号 925～969 頁（1999）

村井麻衣子「批評における漫画カットの引用：脱ゴーマニズム宣言事件」北大法学論集 51 巻 3 号（2000）267～306 頁

## 5 名誉・声望毀損行為（113条6項）

（165 頁）

### ◇参考文献

113条6項をめぐる論点につき、以下の文献を参照。

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン，2013）1540～1552 頁 [小倉秀夫執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール3 [第2版]』（勁草書房，2015）497～501 頁 [113条6項：山本隆司執筆]

## 6 著作者の死後の人格的利益の保護（60条・116条）

（166 頁）

### ◇参考文献

著作者の死後の人格的利益の保護をめぐる論点につき、以下の文献を参照。

小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン，2013）953～960 頁 [小倉秀夫執筆]

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール2 [第2版]』（勁草書房，2015）729～741 頁 [60条：伊藤真執筆]